

児童発達支援

○事業の概要

- 日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)
- 事業の担い手
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)
 - 通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所

もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○提供するサービス

児童発達支援センター

身近な地域における通所支援
(通所利用障害児への療育やその家族に対する支援)

○センターは3障害児に総合的に対応することが望ましいが、専門機能に特化したものも可

例: 知的障害、聴覚、身体不自由、重症心身障害、発達障害等

地域支援

保育所等訪問支援などの実施
相談支援
障害児支援利用計画の作成

[ワンストップ対応]

医療機能

※医療型の場合

利用者への利便性を考慮
●センターで行う地域支援(相談支援等)は遠隔型を基本
●対応困難な場合は、適切な機関を紹介・あつせん

33

保育所等訪問支援

○事業の概要

- 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

○訪問先の機関

- 保育所、幼稚園、認定こども園
- 小学校、特別支援学校
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

- 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
- 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じた専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

34

居宅訪問型児童発達支援

○事業の概要

- 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

○対象児童

重度の障害等により障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児

◆対象となる障害児の例

- 重度の障害の状態であって外出が困難と考える児
- 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために医療を要する児
- 重い疾病のため感染症にかかるとおそれがある児 等

(※)単なる見守りや送迎者の不在など、障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、確認のため障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用が必須

○提供するサービス

- 児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供。
- 対象者は著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする。(ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない)

35

令和3年9月医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行

参考1

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

○医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒久的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、導管吸引その他の医療行為)を要することが平常児である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に高じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- 医療的ケア児の個々の成長を促るとともに、その重症の緩和の防止に資する
- 安心して子どもを育て、育てることが社会の責務に資する

基本理念

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支保
- 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 医療的ケア児が主体的に意思を表明し、意思を尊重し、教育を受けられるように
- 最大限に配慮しつつ適切な社会的参加を促す支援等
- 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 居住地域にかかわらず著しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務 **保育所の設置者、学校の設置者等の責務**

<p>国・地方公共団体による措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援 医療的ケア児及びその家族の日常生活における支援 相談体制の整備、情報共有の促進、研修等 支援を行う人材の確保、研究開発等の推進 	<p>保育所の設置者、学校の設置者等による措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所における医療的ケア児への対応 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等における支援 研修等又は研修等を行う可能な保育士の確保 学校における医療的ケア児への対応 研修等による支援
---	--

医療的ケア児支援センター 都道府県知事が社会福祉士法人等を指定又は自ら行う

医療的ケア児及びその家族の相談に中心、又は情報の提供等して当該児童の適切な支援を行う

医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報提供及び協働を行う